

山梨市公共交通利用通学者支援補助金 Q&A

(令和6年5月7日 更新)

対象者

Q1 補助対象に、小・中学校、高校は含まれるか。

A 含まれません。

対象は、通学定期券の発行が可能な、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、予備校のみです。

Q2 補助対象に予備校が含まれているが、高等学校卒業程度認定試験を受験するために通う予備校は対象になるか。

A 対象になりません。

対象となる予備校は、高等学校を卒業し、大学または短期大学へ進学することを目的に通っている予備校のみです。

Q3 最寄り駅ではない駅から通学している場合、補助対象となるか。

A 対象になります。

出発駅が県内であれば対象になります。ただし、自宅と大学等との位置関係から、距離・時間的に合理的ではないと思われる場合、理由をお伺いすることがあります。

申請

Q4 在学を証明する書類について、学生証の写しでも良いか。

A 年度1回目の申請では不可です。

年度1回目の申請では、学生証の写しではなく、必ず在学証明書を発行してください。年度2回目以降の申請は、学生証の写しでも申請可能です。

Q5 モバイル定期券を使用している場合、提出書類は何を添付すればよいか。

A 「基本情報」と「ご利用明細書(領収書)」の画面をスクリーンショットしたものを添付してください。

それぞれの画面で、以下の情報が記載されていることをご確認ください。

- ・「基本情報」の画面 … 氏名
- ・「ご利用明細書(領収書)」の画面 … 金額、購入商品、有効期限、有効区間